

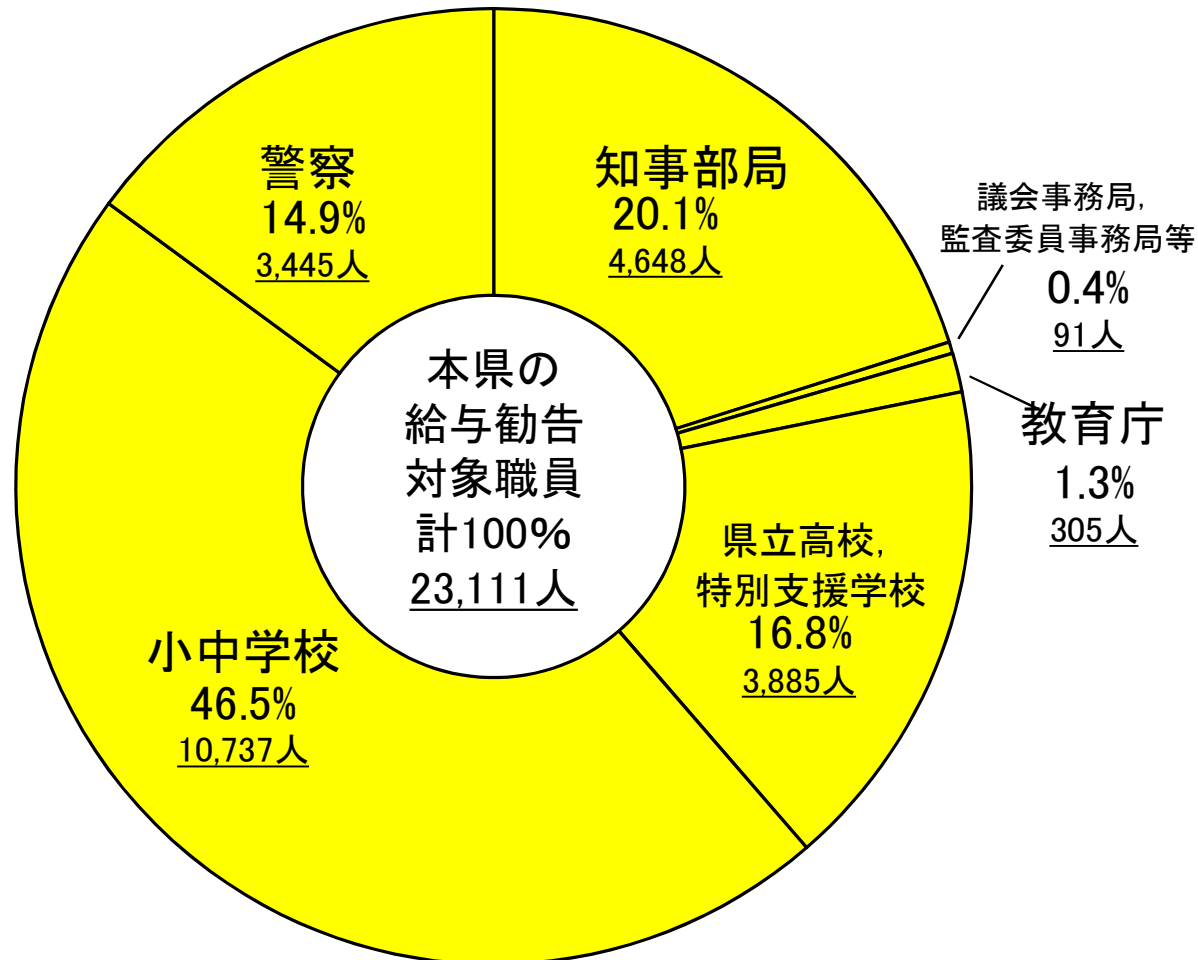
本年の勧告のポイント

平成28年10月
鹿児島県人事委員会

① 給与勧告の対象職員

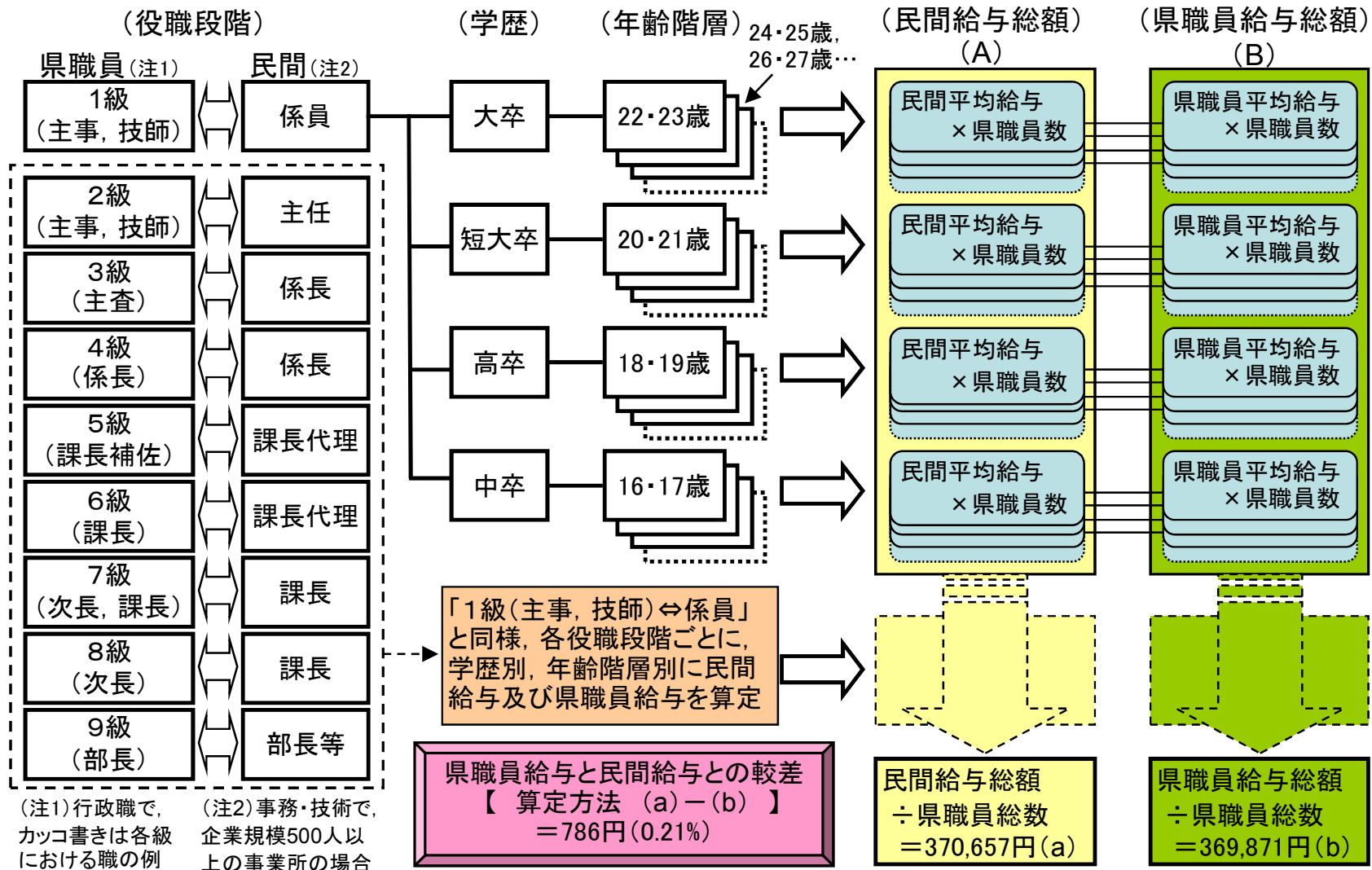
本年の人事委員会の給与勧告の対象となる職員は、給与条例の各給料表適用者23,111人(注)です。
なお、企業職員、現業職員及び特別職の職員は給与勧告対象職員となりません。

(注)ただし再任用職員を除きます。



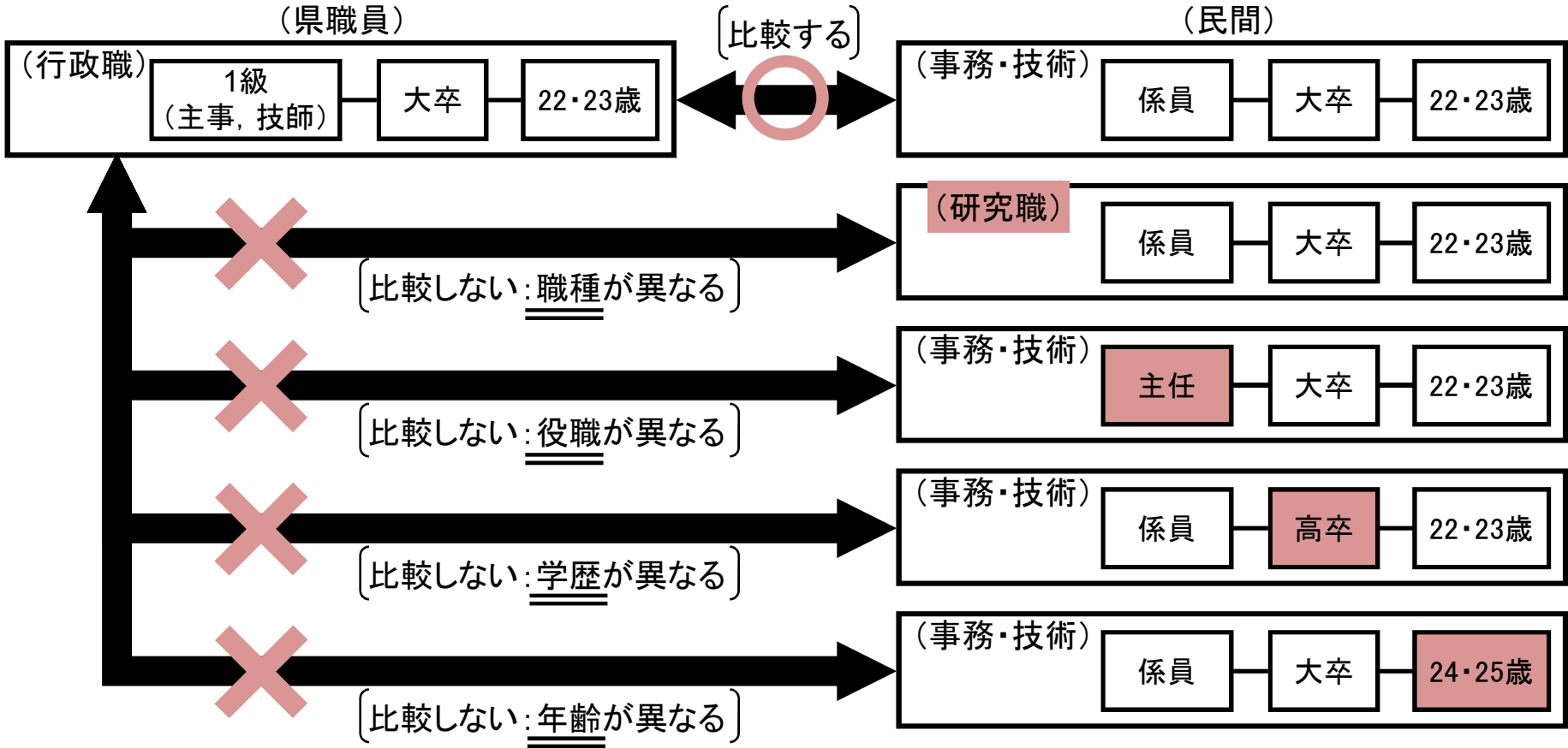
② 県職員給与と民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)

役職段階、学歴、年齢階層別の県職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに県職員数を乗じた給与総額(A)、(B)を算出し、これを県職員数で除した平均給与額(a)、(b)の水準を比較しています。



③ ラスパイレス比較の方法(職種, 役職, 学歴, 年齢が同等の者を比較)

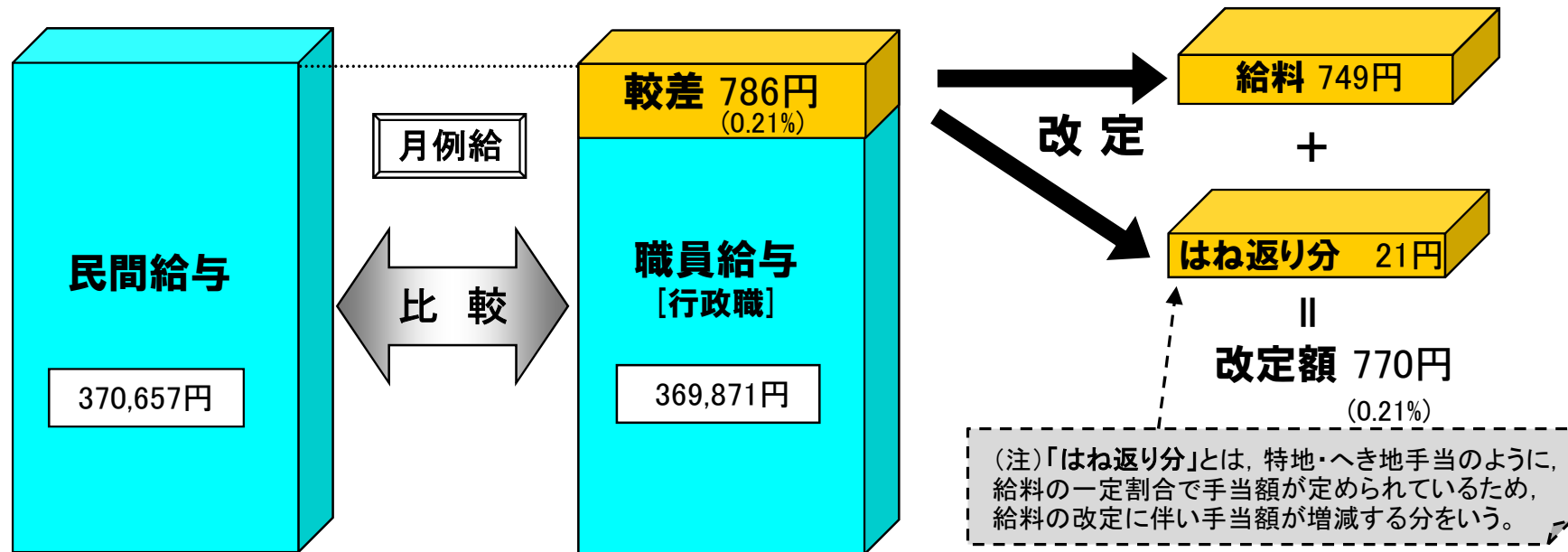
ラスパイレス比較では, 職種, 役職, 学歴, 年齢が同等の県職員と民間従業員の平均給与を比較します。



④ 民間給与との較差(公民較差)に基づく給与改定

月例給

本年の民間給与との較差 786円 (0.21%) を踏まえ、以下のとおり、月例給の引上げ改定を行うこととしました。



※半数程度の職員が、平成27年度から実施されている給与制度の総合的見直しにおける給料表水準の引下げに伴う経過措置額を受けており、給料表の引上げ改定を行っても、それらの職員に実際に支給される額は増加しない。

特別給(ボーナス)

民間の支給割合(4.29月分)を踏まえ、職員の現行の支給月数(4.20月)を0.10月引き上げ、4.30月に改定することとしました。

⑤ 本年の給与改定

1 給料表

- (1) 行政職給料表については、人事院勧告の内容に準じた上で、一定の率を乗じた給料表に改定（初任給を1,900円引上げ。経過措置を考慮した平均改定率0.22%）
- (2) その他の給料表については、行政職給料表との均衡を基本に引上げ

2 期末手当・勤勉手当

- ・民間の支給割合（4.29月分）との均衡を図るため、職員の現行の支給月数（4.20月）を0.10月分引き上げ、4.30月に改定
- ・引上げ分は勤勉手当に配分（本年度は12月の勤勉手当を0.10月分引上げ）

3 初任給調整手当

- ・医師・歯科医師に対する初任給調整手当を人事院勧告の内容に準じて引上げ（最高支給限度額 413,300円→413,800円）

4 実施時期

- ・平成28年4月1日（ただし、2は平成28年12月1日）

[平均年間給与の増加額] 約49,000円(0.82%)

※行政職平均

[年間給与費の増加額] 約11.6億円

※年間給与費＝勧告対象職員の年間給与費総額

⑥ 扶養手当の見直し

1 見直しの概要

- (1) 人事院勧告の内容に準じて、配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額することとし、子に係る手当額を引上げ(配偶者及び父母等:6,500円, 子:10,000円)
- (2) 行政職9級相当の職員は、子以外の扶養親族に係る手当を不支給。行政職8級相当の職員には、3,500円支給

2 実施時期

- ・平成29年4月1日から段階実施

○ 各年度における扶養手当の手当額

(単位:円)

扶養親族		年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度以降
配偶者	行政職7級以下		13,000	10,000	6,500	6,500	6,500
	行政職8級		13,000	10,000	6,500	3,500	3,500
	行政職9級		13,000	10,000	6,500	3,500	支給しない
子			6,500	8,000	10,000	10,000	10,000
父母等	行政職7級以下		6,500	6,500	6,500	6,500	6,500
	行政職8級		6,500	6,500	6,500	3,500	3,500
	行政職9級		6,500	6,500	6,500	3,500	支給しない

(注)1 「行政職7級」、「行政職8級」及び「行政職9級」には、これらに相当する職務の級を含む

2 職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当額については、平成28年度は11,000円、平成29年度は子10,000円・父母等9,000円、平成30年度以降は上表に掲げる子又は父母等の額とする

⑦ 最近の給与勧告の状況(行政職関係)

区分	月例給	特別給(ボーナス)		勧告による平均年間給与の増減	
	勧告率	年間支給月数	対前年比増減	増減額	率
平成11年	0.28 %	4.95月	△0.30月	△99 千円	△1.53 %
平成12年	0.15 %	4.75月	△0.20月	△70 千円	△1.08 %
平成13年	0.05 %	4.70月	△0.05月	△18 千円	△0.27 %
平成14年	△2.07 %	4.65月	△0.05月	△158 千円	△2.43 %
平成15年	△1.07 %	4.40月	△0.25月	△173 千円	△2.68 %
平成16年	改定勧告なし	4.40月	—	—	—
平成17年	△0.38 %	4.45月	0.05月	△4 千円	△0.06 %
平成18年	改定勧告なし	4.40月	△0.05月	△2 千円	△0.31 %
平成19年	0.16 %	4.45月	0.05月	29 千円	0.45 %
平成20年	改定勧告なし	4.45月	—	—	—
平成21年	△0.18 %	4.15月	△0.30月	△143 千円	△2.22 %
平成22年	△0.17 %	3.95月	△0.20月	△90 千円	△1.43 %
平成23年	△0.32 %	3.95月	—	△20 千円	△0.32 %
平成24年	改定勧告なし	3.95月	—	—	—
平成25年	改定勧告なし	3.95月	—	—	—
平成26年	0.21 %	4.10月	0.15月	69 千円	1.15 %
平成27年	0.10 %	4.20月	0.10月	43 千円	0.71 %
平成28年	0.21 %	4.30月	0.10月	49 千円	0.82 %

⑧ 最近の給与水準(行政職関係)

区分	平均年齢	平均年間給与〔改定後〕		ラスパイレス指数〔給料の月額〕 〔国=100〕		特例条例による給料月額削減措置		
			(減額措置後)	(総務省発表)	参考値	課長級以上	一般職員	若年層
平成11年	39.9歳	6,472千円		102.7	—			
平成12年	40.2歳	6,499千円		102.5	—			
平成13年	40.7歳	6,615千円		102.5	—			
平成14年	40.9歳	6,530千円		102.8	—			
平成15年	41.3歳	6,472千円		102.9	—			
平成16年	41.7歳	6,568千円	6,481千円	99.2	—	2%	2%	2%
平成17年	42.1歳	6,603千円	6,508千円	99.6	—	2%	2%	2%
平成18年	42.6歳	6,559千円	6,462千円	99.5	—	2%	2%	2%
平成19年	43.1歳	6,535千円	6,401千円	99.1	—	10%	2%	2%
平成20年	43.4歳	6,490千円	6,207千円	95.1	—	10%	6%	5%
平成21年	43.6歳	6,311千円	6,029千円	94.7	—	10%	6%	5%
平成22年	43.9歳	6,197千円	5,918千円	94.3	—	10%	6%	5%
平成23年	44.1歳	6,129千円	5,939千円	95.5	—	8%	4%	2%
平成24年	44.2歳	6,086千円	6,033千円	104.6	96.7	6%	2%	0%
平成25年	44.4歳	6,044千円	5,841千円	105.8	97.7	10%	6%	4%
平成26年	44.4歳	6,063千円		97.2	—			
平成27年	44.4歳	6,055千円		97.0	—			
平成28年	44.4歳	6,044千円		年末公表見込	—			

※ 平成24年の(減額措置後)は、給与の減額措置の9月末廃止を勘案して算定。

※ 平成25年の(減額措置後)は、給与の減額措置の7月からの実施を勘案して算定。

※ ラスパイレス指数の参考値は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値。

⑨ 平成11年を100とした場合の平均年間給与等の推移(行政職関係)

